

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

- 1 当庁に照会できるのは被相続人の最後の住所地が次の区域のものだけです。
最後の住所地は、被相続人の住民票の除票で確認してください。
区域：高知市・南国市・土佐市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村・いの町・日高村
- 2 照会手数料は不要です。ただし、回答書の郵送を希望される方は、郵送料のみ負担してください。
- 3 照会方法について
必ず書面により照会してください。
なお、被相続人との利害関係により照会される場合、照会対象の相続人を限定せずに照会することができます。この場合、別紙目録の添付は不要で、調査期間内にされた申述すべてを回答します。
また、照会対象となる相続人を限定して照会する場合は、照会対象者を記載した別紙目録を添付してください。
- 4 添付書類について
 - (1) **被相続人の住民票除票（本籍地が表示されているもの）のコピー**
被相続人の死亡の事実と最後の住所地を確認するために必要な書類です。なお、保存期間の経過などにより取得できなかった場合は、被相続人の戸籍謄本及び戸籍の附票をご提出ください。
 - (2) **照会者の資格を証する書類のコピー**
〔法人の場合〕 商業登記簿謄本または資格証明書
〔個人の場合〕 照会者の住民票（または免許証提示）
 - (3) **利害関係の存在を証明する書面のコピー**
（債権者からの申請）
被相続人との利害関係を疎明する資料として、金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等の各写し、担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他債権の存在を証明する書面などをご提出いただくことになります。
なお、被相続人の住所地につき、(3)の書面上の住所地と上記(1)の住民票上の住所地とが異なっている場合は、住所が変更になっている事実を疎明していただくために、「被相続人の戸籍の附票」をご提出ください。
（相続人からの申請）
相続人であることが確認できる戸籍謄本
- (4) **委任状**（代理人に委任する場合のみ）
本申請において、代理人になれるのは弁護士ですが照会者が法人の場合にはその会社の社員を代理人とすることができます。ただし、この場合には社員証明書（代表者印の押印のある提出用書面）をご提出ください。
- (5) **返信用封筒と返信用切手**（郵送での返送を希望する場合のみ）

問い合わせ先	高知家庭裁判所 審判係
	〒780-8558 高知市丸ノ内1丁目3番5号
	T E L 088-822-0441